

河川敷での野焼き（野外焼却）はしないでください

最近河川敷で枯れ草に火をつけたり、ゴミの燃えかすを廃棄するといった事により、河川敷での火災が多発しています。

風向きや風力によっては、河川管理施設や隣接の住宅への大きな被害が生じる場合もありますので、河川敷地で野焼き（野外焼却）はしないでください。

また、火気を使用される場合は（とんど焼き等）、最寄りの出張所に予めご相談ください。（実施には各出張所と消防署へ届出が必要です。また、場所や規模によっては認められない場合もあります。）

なお、ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。



○ お問い合わせ先

〒728-0013 三次市十日市東5丁目18番1号

国土交通省三次河川国道事務所 三次出張所

TEL：(0824) 63-4686

FAX：(0824) 63-5281

〒731-0521 安芸高田市吉田町常友1200

国土交通省三次河川国道事務所 吉田出張所

TEL：(0826) 42-0770

FAX：(0826) 42-4751

〒728-0011 三次市十日市西6丁目2番1号

国土交通省三次河川国道事務所 占用調整課

TEL：(0824) 63-4121 (代表)

FAX：(0824) 63-3132